三重県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づき、伊勢市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和８年10月22日

三重県公安委員会委員長　村田　典子

１　合意した者

⑴　三重交通株式会社

⑵　三重県公安委員会

⑶　伊勢市

⑷　三重運輸支局

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地並びに同停留所の設置者

名称	所在地	設置者
内宮前	伊勢市宇治中在家町64番地	三重交通株式会社
五十鈴川駅前	伊勢市中村町325番地	

３　２に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

伊勢市が実施する自動運転実証事業に係る「自動運転バス」

４　２における３の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

⑴　バス停留所の使用は、午前９時から午後６時までの間に限る。

⑵　バス停留所設置者の車両が駐停車中は、使用しない。